

## I 国内農業等をめぐる情勢

### 1. 国会の動き

- 通常国会は2月1日に平成29年度補正予算案が参議院を通過し、可決・成立した。また、2月28日には平成30年度当初予算案が衆議院で可決し、参議院の審議を待たずして、憲法上の規定である衆議院の優越により年度内成立が確定した。
- また、併せて税制改正法案も今国会に提出されており、2月28日に衆議院で可決し、年度内に成立する見込みとなっている。
- 農林水産業関係の法案は、昨年12月8日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に盛り込まれた「卸売市場法改正法案」や「農業経営基盤強化促進法等改正法案」など、9法案が上程される見込みである。
- さらに、厚生労働委員会においては、「食品衛生法等改正法案」が上程される見込みであり、改正法施行後は加工事業を行うJA等で法令を踏まえた対応が求められることとなる。
- 平成30年度当初予算案が可決したことを受け、3月6日に衆議院においては、農林水産委員会などの各委員会で大臣の所信表明が行われた。これを皮切りに、今後、各委員会においてそれぞれの分野の法案審議が始まることとなる。

#### 【食品衛生法等改正法案の骨子】

- 広域的な食中毒事案への対策強化
  - HACCP（ハサップ）による衛生管理の制度化
  - 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備
  - 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設
  - 食品リコール情報の報告制度の創設
- 等

## 【農林水産業関係 9 法案の概要】

法案	概要
<b>農業経営基盤強化促進法等改正法案</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所有者不明農地について、相続人の一人（固定資産税等を負担している者等）が農地中間管理機構に貸付けできるよう、農業委員会の探索・公示手続きを経て、貸付けについて不明な所有者の同意を得たとみなすことができる制度（みなし同意）を創設。 ※ ただし、地代の処理について民法上の特例措置を設ける法改正は含まれていないので、みなし同意の場合も、民法の共有の規定が適用され、地代について固定資産税等を支払っている者が一度受け取っていたとしても、他の相続人は自己の持分に応じて地代を請求することができる。</li> <li>● 共有持分の過半を有する者の同意・みなし同意による利用権設定、および、知事裁定を経て設定される利用権の存続期間の上限を「5年」から「20年」に延長。</li> <li>● 農業用ハウス等（農作物栽培高度化施設）を農地に設置するにあたって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないものとする。</li> </ul>
<b>農薬取締法改正法案</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在、再登録制度は3年ごと（4,000製剤が対象）だが、実質的な審査になっていない現状。</li> <li>● 改正案では、約600の有効成分ごとに複数の農薬をまとめて、定期的（15年程度ごと、欧米は再評価制度で16～20年程度）に再評価する仕組みへ。</li> </ul>
<b>都市農地の賃借の円滑化に関する法律案（新法）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市農地（生産緑地地区内の農地）について、市町村の認定に基づく事業計画による新たな賃貸借の仕組みを創設。</li> <li>● 新法に基づく都市農地の賃借権については、法定更新（農地法第17条）が適用されない。</li> <li>● 事業計画の認定基準は、「生産物の一定割合を地元直売所等で販売」、「農業体験の取組みを実施」、「農地の全てを効率的に利用」等。</li> <li>● 企業、NPO等が行う都市農地の賃貸借の仕組み（「特定都市農地貸付け」：特定農地貸付けの手続きを簡素化したもの）を創設。特定農地貸付けを行うJAや自治体と同様に、都市農地所有者から直接賃借権の設定を受けることが可能になる（ただし、農地所有者および市町村と貸付協定の締結が引き続き必要）。</li> <li>● 「特定都市農地貸付け」については、法定更新（農地法第17条）および賃貸借の解約等の制限（第18条第1項本文）等が適用されない。</li> </ul>

法案	概要
<b>土地改良法改正法案</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在、土地改良区の組合員は1筆1資格（農地所有者と耕作者が同時に組合員になれない）。今後、土地改良区の運営について、耕作者を中心とする体制に移行させていく観点から、①所有者が組合員の場合の耕作者、②耕作者が組合員の場合の所有者に対し、「准組合員（議決権・選挙権はないが、総会への参加等は可能）」の資格を創設し付与できる制度へ。（所有者と耕作者の資格交代は農業委員会の承認から届出制へ変更）</li> <li>● 多面的機能支払の活動組織が土地改良施設の維持管理にも参加できるよう、地域の活動組織に対し、「施設管理准組合員」の資格を創設し付与できる制度へ。</li> <li>● 「准組合員」「施設管理准組合員」を導入するかどうかは、各土地改良区の判断。</li> <li>● 理事の5分の3以上は原則として耕作者たる正組合員とする見直し。</li> <li>● その他、総代会制度の見直し、土地改良区連合の事業範囲の拡大（小水力発電等）、財務会計制度の見直し（員外監事の設置、貸借対照表等決算書類の作成・公表）などを措置。</li> </ul>
<b>卸売市場法及び食品流通構造改善促進法改正法案</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 卸売市場に関し、許認可制に代えて、差別的取扱いの禁止や受託拒否の禁止（中央卸売市場のみ）等の共通ルールを順守する卸売市場を認定・公表する制度へ変更。</li> <li>● 食品等に関し、流通の合理化を計画的に図る事業に対する支援等を措置。</li> </ul>
<b>農林年金統合法改正法案</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農林年金について特例年金給付の給付事務の合理化を図るため、特例年金給付に代えて特例一時金を支給し、農林年金を廃止することとする等を措置。</li> </ul>
<b>森林経営管理法 （新法）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村が森林について、経営管理権集積計画を作成した上で、森林所有者から林業経営を行うための権利を取得し、自ら森林を管理し、又は当該権利に基づき林業経営を行うための権利を民間事業者に設定する仕組み等が創設。</li> </ul>
<b>独立行政法人農林漁業信用基金法改正法案</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 独立行政法人農林漁業信用基金の業務に、森林経営管理法により林業経営を行うための権利の設定を受けた民間事業者に対する助言等を追加し、債務の保証の対象者の拡大を措置。</li> </ul>
<b>水産加工業施設改良資金融通臨時措置法改正法案</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水産加工業者等による製造・加工施設の整備等に対し、日本政策金融公庫が貸付業務の特例として長期・低利の資金を貸付けできることを措置している法律。</li> <li>● 日切れ（平成30年3月末）のため平成35年末までの延長を措置。</li> </ul>

## 2. 政府・与党の動き

- 政府は3月9日、国家戦略特別区域諮問会議（議長：安倍総理）を開き、特区の申請のあった新潟市、愛知県、京都府で農業への外国人労働者の受け入れを始めることを決めた。今秋にも各自治体で受け入れが始まる見通しとなっている。
- 外国人労働者は派遣業者と雇用契約を結び、農家に派遣され、農作業や加工、販売なども担えることとなる。また、報酬額は日本人と同等以上とし、通算で3年間働くことができる。
- 農業においては、外国人労働者の受け入れを求める声が全国の産地から強まっており、この特区の実証結果を踏まえた全国展開が今後の検討の軸となってくると思われる。
- また、同会議において兵庫県養父市が取り組む「企業の農地所有」の計画が承認された。政府はこの承認を受け、今後の全国展開に意欲を示している。

## II 国際通商交渉等をめぐる情勢

### 1. TPP11

- 1月に開催されたダボス会議において、米国のトランプ大統領は「全ての国と相互的な二国間貿易協定の交渉を行う準備をしている」と述べたうえで、TPP11に参加する国々とは、「個別に、もしくはグループで交渉することを検討する」などと、TPPへの復帰を示唆するかのような発言をした。
- この発言を受け、安倍総理は米国がTPPに入る可能性について言及したことを歓迎しながらも、再交渉については否定的な意見を述べた。なお、米国の農業・食品関連団体等もこの発言を歓迎し、TPPへの復帰の働きかけを強めている。
- そのような中、TPP11は3月8日、チリのサンティアゴで新協定への署名式が行われた。新協定の正式名称は「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」。
- 全7条という短い協定で、最終的にはTPPのオリジナル版から22項目を凍結した。
- 政府はこの協定署名を受け、今通常国会に協定批准案と関連法案を提出すべく、今月中にも閣議決定を行うとみられる。

### 2. RCEP

- 3月3日、日本や中国、インド、ASEAN諸国等の16カ国による東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の閣僚会合がシンガポールで開かれた。
- 日本からは世耕経済産業大臣が出席し、交渉について「だいぶ道筋が見えてきた」と強調し、高いレベルが確保されることを前提に、年内の交渉妥結を目指すASEANを支持する意向を表明した。

- しかしながら、T P P 1 1と同様に高水準の自由化を狙う日本や豪州と、自国産業の保護に軸足を置き、早急な関税撤廃に消極的なインドや中国との溝は深いとみられ、交渉の先行きは不透明な状態にある。